

平成24年6月11日、志賀町役場議場において本会議を再開した。

(午前10時01分 開議)

(出席議員 16名)

1番	福	田	晃	悦
2番	稻	岡	健	太
3番	南		正	紀
4番	寺	井		強
5番	堂	下	健	一
6番	南		政	夫
7番	下	池	外	巳
8番	須	磨	隆	正
9番	越	後	敏	明
10番	田	中	正	文
11番	富	澤	軒	康
12番	櫻	井	俊	一
13番	林		一	夫
14番	戸	坂	忠	寸
15番	久	木	拓	栄
16番	山	本	辰	榮

(欠席議員)

なし

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町	長	小	泉	勝
副	町	長	山	王
教	育	長	穴	田
教	育	次	長	間
総	務	課	長	寺
富	来	支	所	長
企	画	財	政	課
情	報	推	進	課

税 務 課 長	土 田 善 博
住 民 課 長	谷 場 可 一
子育て支援課長	山 科 等
健康福祉課長	藤 沢 憲 雄
生活安全課長	増 田 廣 樹
商工観光課長	裏 秀 和
農林水産課長	酢 谷 豊 一
建 設 課 長	細 川 一 元
上下水道課長	安 田 朗
富来病院事務長	山 本 政 人
会計管理者(会計課長)	堤 谷 一 博
学校教育課長	寺 澤 俊 彦
生涯学習課長	板 尾 正 幸

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	坂 本 英 人
議会事務局次長	村 井 直

(議事日程)

- 日程第1 町長提出 報告第1号ないし第13号、議案第44号ないし第48号及び第52号並びに町政一般(質疑、質問)
- 日程第2 町長提出 報告第1号ないし第13号、議案第44号ないし第48号及び同第52号並びに請願第1号及び第2号(委員会付託)

( 開 議 )

**櫻井 俊一議長** ただ今の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議会だより掲載のため、写真撮影を許可します。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

- 日程第1 報告第1号ないし第13号、議案第44号ないし第48号及び第52号、並びに町政一般(質疑、質問)

**櫻井 俊一議長** 次に、町長から提出のありました、報告第1号ないし第13号、議案第44号ないし第48号及び第52条に対する質疑並びに町政一般に対する質問を行ないます。

あらかじめ、発言時間について申し上げます。会議規則第56条第1項及び志賀町の議案質疑及び町政一般質問の運用に関する規程第9条の規定により、各議員の発言は、執行部側の答弁も含め概ね30分以内とします。

それでは、発言を許します。

1番 福田 晃悦 君。

**福田 晃悦議員** おはようございます。1番、福田晃悦でございます。

本日6月11日は傘の日であるそうです。過去の統計的に、この日が梅雨入りを示す雑節の入梅になることが多いことかららしく、1989年に日本洋傘振興協議会により制定されました。北陸も一昨日の9日に梅雨入り宣言をしましたが、本日は早くも梅雨の合間となり、太陽も少しではありますが顔を見せております。

私が初めて本町議会議員として一般質問に登壇した昨年6月7日も、本日以上の雲一つない晴天であったと記憶しております。緊張に震えながら初めて登壇したあの日からあつという間の1年でした。「初心を忘れることなく」私が初登壇の場で最初に述べた言葉です。物事を始めたころの未熟さ、それを切り抜けるために要した様々な努力などを忘れることなく、今後とも町政の発展のため努力していく所存をこの場をお借りして再度お誓いし、私の一般質問に移らせていただきます。

まず、はじめに一昨日6月9日に実施されました県原子力防災訓練についてお尋ねします。

本訓練は、避難想定地域が志賀原発の半径30キロ圏へ拡大したことに伴い、県と19市町、その他の関係機関のほか、富山県とも連携し、志賀原発2号機が地震で全交流電源を喪失、原子炉格納容器から放射性物質が放出されたとの想定で行われました。また、県庁にオフサイトセンターを置き、金沢市と輪島市に避難所を設けて避難者の受け入れや、船やヘリによる奥能登への食料輸送など、福島第一原発事故の教訓を反映した訓練内容であったと聞いております。

これまでに本訓練と同じく、暫定的に行動計画を策定・実施した他県の訓練では、本町職員が視察の為派遣された昨年11月の佐賀県玄海町、本年3月の福井県敦賀市、そして玄海原発と隣接する福岡県が今月3日に実施し、本県が4例目となっております。福島第一原発に対しては、福島県と6町が事故の前年に防災訓練を行っており、2008年には政府の原子力総合防災訓練も実施されておりました。

こうした経験がありながら、政府も自治体も的確に対応できなかったのは、訓練が形式的に流れたのではないかとの指摘もあります。私自身も一昨日の本訓練に立ち会わせていただきましたが、実際、大規模な災害に見舞われた際、「町で一部の地域が避難先となっている輪島・門前方面へ避難するとしても、道路自体、迂回路が少ない上に陥没や土砂崩れなどで、まったく機能していなかったらどうするのか。」であるとか、「混乱している中、町民全てを避難させるだけの車両や輸送手段の確保は迅速に行えるのか。」であるなど様々な疑問点も感じられました。今回の訓練は、単に実績づくりの訓練では意味がなく事故に備える為に訓練の実効性が強く求められており、立地町としても周辺自治体との連携など事故の対応力を着実に身につけていくべきと考えます。

県防災会議「原子力防災対策部会」委員であり、原発立地町の首長として、本訓練の実施内容の評価と本訓練をふまえて、本町での新たな地域防災計画や今後の原子力防災訓練にどのように活かしていくか、町長のご所見をお聞かせください。

次の質問に移ります。今後の財政計画と推計についてお尋ねします。

志賀原子力発電所の運転停止による今後の町財政への影響について、昨年9月議会で町長は、「このまま発電所の停止状況が続けば、2年後の平成25年度における当該交付金が相当額減少し、町の財政運営において大きな影響が及ぶものと予測している。」と答弁されました。加えて担当課長からも、「現在発電所が止まっておる段階である為、どうなるのか今のところ見通しが立たない。」との説明もありました。

そして、結果的には平成23年度の志賀原発の発電量はゼロ。発電量に応じて算出される電源立地地域対策交付金も現行の算定式によると、次年度の

平成25年度は1億円程度となり、本年度6億5,000万円を超える金額が算定されています。交付金の中から、5億円以上の歳入減が予想されます。現在、本交付金が充当された主だった事業として、平成22年度の実績ですが、保育園維持運営費2億9,500万円、学校教育維持運営費4,600万円、コミュニティバス運行費7,300万円、スクールバス運行費2,600万円などが挙げられ、本交付金は幅広い行政サービスに活用されているのが現状であります。

本交付金についてのこれまでの全国的な動きとしては、本年4月26日、関西電力大飯原発3・4号機の再稼働に対する住民説明会に合わせて来町した柳沢経済産業副大臣から、「運転停止により町財政に影響が生じる、平成25年度以降の発電量に応じた本交付金について、停止していても設備能力の8割分を負担する、みなし規定を適用し、交付額を一定程度保証すると約束した。」とありますが、現在の政府の不安定さをかいまみますと、最悪のケースも想定した対策を自治体として検討していくべきと考えます。

また、本年5月25日の報道では、「新たな原子力政策大綱を議論している内閣府原子力委員会が、立地自治体に財政支援が可能になるよう、国の電源立地地域対策交付金制度の見直しを大綱に盛り込む方向で検討に入った。」とありますが、次年度平成25年度は、目と鼻の先であり、現行算定式等に反映されるかの見通しは立っておりません。

平成25年2学期開校予定であります移転した富来中学校整備事業の総額は、概算ではありますが、校舎の改修、現在の中学校校舎の解体撤去を含めると10億を超え、平成27年度開校目標とされる志賀地区統合小学校建設事業も控え、近い将来でも大型事業も見込まれております。

本来であれば、本交付金は恒久的な財源ではない事もふまえ、依存型の財政運営となるべきではないと考えますが、今後の財政計画と推計について現在での町長のお考えをお示してください。

最後の質問になります。公の施設など公有財産の有効な活用についてお尋ねします。

本年3月議会の町長提案理由説明で、今後の町財政については、固定資産税や法人町民税が減少すると触れられており、先ほどの質問と関連しま

すが、交付金の歳入の見込みも立たないとすると、今後、公の施設や公有財産の活用が必須であると考えます。

公有財産について、昨年9月議会で町長は、「志賀地区では、統廃合によりいくつかの小学校は空校舎となるが、具体的な計画はなく、防災訓練における避難場所としての位置付けや大切なコミュニティの場であるという点から、安易に民間に売却すべきではない。」と考えを示されました。確かに昨今の防災訓練への観点からは、おっしゃる通りであります。平成25年度に迫った、保育園の統廃合を前に地域の方からは、「地域の賑わいの一角でもあった、保育園・小学校が無人となって放置される事はさけてほしい。」との声もあり、先ほどにも述べた保育園、そして志賀地区の小学校統廃合計画と同時進行で、償還の終わった小学校・保育園の活用の検討を進めていくべきと考えます。

また、先般示された、本町行政改革計画の一環となる『公の施設の在り方の見直し方針』で、とぎ実験農場は志賀町振興サービスに指定管理をされておりますが、休遊地など草刈りを含む維持管理費も平成22年度で1,174万4,000円と町の財政負担を生んでおります。もし、3年5年、10年と今の状況を続けますと、将来的に町財政の大きな負担になってくることは言うまでもありません。その他の公有財産として主だったものは、旧志賀中跡地、6割程度未着手で残っている西山台ニュータウンの山林地、過去、能登中核工業団地の住宅地用途として購入した上熊野地区にあります、せせらぎ公園に隣接する山林地も町有財産としてあげられます。

まず、地方自治法で定められている譲与・貸付・売り払いが出来ない行政財産である、とぎ実験農場などについては、行政として利用に供していないものを選定し、地方自治法の定めに従い用途の廃止手続きを行い、民間・NPOなどへの貸付・売り払いなど幅広い方向性を検討していくべきであります。また、旧志賀中跡地などの地方公共団体の長の権限において譲与・貸付・売り払いができる普通財産については、本来の行政目的を失っているため、何らかの形で処分しなければ、まさに宝の持ち腐れとなり、目的を持って購入した財産を放置しておくということは、「行政の無

駄」の典型であります。

将来の町財政の為にも、町有財産の幅広く積極的な活用を模索し、対策をとっていくべきと考えますが町長のお考えをお示してください。

これで、私の一般質問を終わらせていただきます。御答弁の程よろしくお願いたします。ありがとうございました。

**櫻井 俊一議長** 小泉町長。

**小泉 勝町長** 福田議員のご質問にお答えいたします。

まず、「県原子力防災訓練の評価と今後の展開について」であります。

一昨日実施された石川県原子力防災訓練は、福島第一原子力発電所の事故以後、本県で初めての訓練であったことから、立地町として独自の訓練項目を取り入れ、実施したところであります。まず、今回の訓練とこれまでの訓練の大きな違いは、福島第一原子力発電所の事故を受け、緊急時防護措置を準備する区域の目安が30キロに拡大したことを踏まえ、特に住民避難を重点的に実施された訓練となりました。

そこで、本町においても原子力発電所から5キロ圏内の予防的防護措置を準備する区域において、赤住区及び福浦港区の住民の避難を実施したほか、志加浦・上熊野の両小学校の児童が実際に金沢市の港中学校までの避難を実施しております。また、今回、初めて訓練に参加した20キロ圏内の笹波・鹿頭の両地区の住民は、自衛隊の車両により輪島市への避難を実施しました。

これらの避難訓練はこれまでに無かった避難方法をいくつか導入するなど、様々なケースに対応できる工夫も取り入れられていましたが、東日本大震災のような地震・津波などの複合災害を想定した時には、まだまだ現実的ではないと思われる部分もあり、これからも訓練を重ねながら見直していくべきであると思っております。

今回、県の訓練以外にも、町独自の訓練としては、先に災害時等相互応援協定を締結した御前崎市・白山市へも資機材や避難所の要請訓練を実施しました。なお、万一の際に住民避難の受入先となる白山市には、今後町としてサーベイメーターの配備を予定しております。

町の地域防災計画の見直しにおいても、このあと発足する国の原子力規

制組織から示される防災指針や県の防災計画を基に、様々なケースを想定し、より現実に即した計画を作成してまいります。また、今後、原子力防災訓練を重ねることにより、町民の安全・安心にも繋げていきたいと考えております。

次に「今後の財政計画と推計について」であります。

ご指摘のありました電源立地地域対策交付金については、2ヶ年前の発電電力量により交付限度額が大きく左右されます。このことから、志賀原子力発電所における平成23年度の発電電力量がゼロであったことは、平成25年度の予算における歳入の面で、大きな痛手となります。また、原子力発電所の大規模固定資産税の減収と併せて、北陸電力の法人町民税においても減収の可能性があるので、来年度以降の財政運営は非常に厳しいものと予想されます。

このような中で、本年度から本格的に工事着手した「富来中学校整備」や今後の「志賀地域の統合小学校の整備」事業に伴う経費については、国庫補助金や合併特例債のほか、過疎対策事業債のような有利な地方債、さらには、議員の皆様のご理解が得られれば、合併協定に基づいて積立した特別財政基金の充当など、これらの事業実施にあたっては、できる限り将来に負担のかからないよう努めてまいりたいと考えております。

今後の具体的な財政運営については、タウンミーティングなどでもその都度触れておりますが、発電所に係る税収が減少することは避けられない反面、現在、志賀地域分が不交付となっている普通交付税については、本年度又は平成25年度から交付に転ずる見込みではないかと考えております。また、NTN志賀製作所及び能登製作所の進出など、企業誘致による固定資産税や法人町民税、これら雇用の確保による住民税についても、若干ではありますが、歳入確保において明るい材料と捉えております。

一方、歳出面では、平成21年度末で一般会計及び特別会計を合わせた起債残高が361億円でありましたが、平成23年度決算見込みでは、約44億円減の317億円余りとなり、借入抑制や繰上償還などによる効果が公債費において表れております。

なお、来年度以降の予算編成に向けても歳出抑制は当然であります。

現在進めております「公の施設のあり方の見直し」など、集中改革プランに掲げた行政改革を進めながら、「真に住民にとって必要なもの」を見極め、経常経費の縮減に努めながら、スリムな行財政運営を目指したいと考えておりますので、住民の皆様や議員各位のご理解とご協力をお願いするものであります。

次に「公の施設の有効な活用について」のご質問であります。

本件については、第2次行政改革大綱の重点実施事項に掲げられた「公の施設のあり方の見直し」の取組みにおいて、昨年度から全庁挙げて検討を進め、対象の148施設の見直し方針案を取りまとめ、先般、議会の皆様と行政改革推進委員会にお示しをし、ご意見を伺ったところであります。

発電所の立地に伴う固定資産税の減収など、今後さらに厳しい財政運営が見込まれる中、今回の「施設のあり方の見直し」において、町の将来計画を見据えた効率的で効果的な施設配置と管理運営に向けて、改善できるものから順次見直しを進めていく方針であります。

なお、既に廃止又は休止している保育園・小学校などの空き施設の利活用については、その見直しに併せて地元地区の意向を確認したうえで、他用途への転用や譲渡など、有効な利活用策を検討してまいりたいと考えております。ただし、老朽化が著しく大規模改修を必要とする施設や、有効な利活用策がない施設などにあっては、取り壊しの方針とするものであります。

また、国の補助金や地方債を充当して整備した施設などについては、貸付や譲渡、売却、取り壊しなどの財産処分を行う場合、補助金適正化法に基づく制限や地方債の繰上償還が必要となりますので、適正に対処していくこととなります。

いずれに致しましても、公の施設の有効な利活用について、できるだけ早い時期に方向付けしてまいりたいと考えております。

以上、福田議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

**櫻井 俊一議長** 3番 南 正紀 君。

**南 正紀議員** おはようございます。3番、南正紀でございます。

冒頭、質問に先立ちまして少々申し添えさせていただきます。

今回の質問の内容の一部に、国の原子力政策、原子力発電所に対する説明が著しく不足している旨の表現を使っておりますが、くしくも去る8日、野田総理が大飯原発再稼働に関し、その必要性和安全性に対する記者会見を行いました。その時点で既に私の通告が行われているとともに、執行部あてに質問の全文を提出しておりました。総理の記者会見を踏まえ、質問の表現を変えると、質問と答弁に乖離が生ずる可能性がありますので、今回の質問の原稿は、総理の記者会見前のままとしておりますので、表現に違和感がございましたらご容赦いただきますようお願いいたします。

それでは、通告に従い2点の質問をいたします。

最初に現在の関西電力大飯原発3・4号機を中心とした原子力発電所の再稼働問題について、立地町の議員として私の現状の認識を申し上げ、町長のお考えをお聞きいたします。

志賀原子力発電所は、北陸電力の1965年の長期計画の中で将来の電源構想として原子力発電を盛り込み用地選定を進め、1967年能登原子力発電所の名称で当町での建設計画を発表いたしました。しかし、町内でも賛否両論が渦巻き、建設計画は長期にわたり停滞しました。その後当町議会で建設促進が議決されたのは1980年であり、1号機の運転開始は1993年。先人の皆様の長きにわたるご苦勞があつてできた発電所であることは言うまでもありません。

営業運転開始後、幾度かのトラブルが発生しましたが、その都度北陸電力は対策を重ね、当町との信頼関係の構築に努め共存共栄をしてきました。しかしながら、昨年3月11日の東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故により原子力発電を取り巻く状況は一変してしまいました。立地町の住民として原子力発電に対する安心安全が崩れ、大きく信頼が失墜した状態になったと考えます。想像を絶する想定さえされなかった大きな地震と津波による福島原発の事故は、遠い土地での出来事ではなく、現実に当町で起こりうる恐怖として受け止められ、永年にわたり当町と北陸電力が積み重ねてきた関係が一瞬で失われたかのようであります。

福島事故から1年3ヶ月たった現在、日本の原子力発電所は全て運転

を停止しています。多くの原子力発電所が停止した昨年夏も電力供給不足解消のため大幅な節電の実施、メーカーの土日操業等の対策で急場をしのぎましたが、その当時国は、1年先の夏の電力供給に対し明確な指針を出さず、対策が実施されませんでした。そのため、やがて来るこの夏において特に関西圏で電力の需給ひっ迫が大きな問題となっており、ようやく国も大飯原発3・4号機の再稼働を地元にて要請したという状況です。

現在の関西電力大飯3・4号機再稼働に対する動きを見るにつけ、国の姿勢、方針が迷走を続け、大きく混乱した状態を作っているように思えます。当初は「安全性が確認された原発は再稼働させる。」と宣言していたにも関わらず、後に「夏場に電力が足りないところは動かす。」と言い、最近に至っては「燃料のコスト高による電力料金値上げを回避するために。」などと言うなど、国の将来を見据えた明確な政策判断が全く見えない状況にあります。ましてや、担当大臣が「原発は今後も引き続き重要な電源。」と言った直後に「将来的には脱原発を目指す。」と発言するに及んでは、国民、特に立地自治体の住民の皆様は国に対し計り知れない不信感を持っているでしょう。また、このような状況下においては、電力の安定供給を担う電力会社も何に投資をし、今後どのように電力を確保していくかの判断ができず、老朽化した火力発電所を稼働させるなどの対処しか行えません。このままでは国民は常に電力不足の不安を抱き続け、さらには電力不足を避けるために産業が海外に流出するのではとの懸念が出るに至っております。

さて、志賀原子力発電所を見ると、「安全」の観点では福島第一原子力発電所の事故を受けての短期的対策は早急に実施されたことを確認しております。中長期対策におきましても防潮堤工事をはじめとした安全強化策に着実に取り組み、その進捗状況におきましても、去る4月12日の原子力発電所対策特別委員会で発電所に出向き、つぶさに状況を確認してきたところでありますし、ストレステストの一次評価については現在国で審査中という状況です。

国が求める安全対策は近い将来すべてが完了するでしょう。しかし、安心に関しては、いくら北陸電力が「安全対策はしっかり実施していますから安心してください」と説明しても、それが直ちに住民の皆様には安心感を

与えるものではありません。エネルギー政策、特に原子力政策は国の根幹に関わる重要政策であり、その責任は一元的に国にあるということは大前提であります。3. 1. 1以降の原子力政策に対する迷走ぶりに国民の国への信頼は著しく低下してきたとは言え、結局最後のよりどころは国にしかないというのが実情です。国が電力会社に対し、地震、津波に対する安全対策はかくあるべきと求めた以上、その対策が実施されている発電所については、どのような基準、観点から安全であるかを明確に国民に説明し安心感を与える責任があると考えます。原子力発電所立地自治体である当町の住民の皆様は、ただ漠然としたものではないでしょう。いまだ無残な姿をさらす福島第一原子力発電所の映像や、今になって発表される事故当時の信じ難い事実を知るにつけ、不安が募っていることと思います。原子力発電所の再稼働に当たっては、何よりも国が原子力発電所の必要性、安全性を担保し、国益の観点からも国民に対し、明確なメッセージを発信することでしか真の安心感を与えられないと考えます。

現在のところ大飯原発の再稼働については、夏場の電力不足解消のためとの側面が強く、国の今後のエネルギー政策に対する明確な意図は全く感じられません。関西圏の自治体もこの夏を乗り切るための暫定的処置と位置づけており、国の説明はまだまだ不十分であり、真の再稼働容認には至っていない段階です。

いずれ当町も志賀原子力発電所の再稼働を論じる時期が来ると思いますが、今後の大飯原子力発電所の進捗を見守り、教訓として活かし、我々議会も冷静かつ的確な判断ができるよう問題意識を持つことが肝要と考えます。このような現在の諸情勢を踏まえ、今後避けて通ることのできない大きな課題についてどのように取り組むか、町長のお考えをお聞きかせください。

続いて、町長の西山台ニュータウンに対する現状認識と将来像についてお聞きをいたします。

去る4月22日に発表された県内の住宅地の公示価格において、金沢市中心部での持ち直しの傾向が顕著である一方、郡部での下落傾向に改善の兆しが見られないとの新聞報道がありました。当町の住宅地も同様であり、

住宅地の平均下落率は5.1パーセントで前年の4.1パーセントから悪化し、住宅地の下落幅は県内で最も大きかったとあります。その理由は、原子力発電所の立地町であるとの風評被害的なものが原因ではなく、郊外の住宅団地が低価格に設定され、市街地の需要が減退したと分析しています。事実、西山台ニュータウンの人気は高く、現代的なデザインの素敵な住宅が次々と建設され、公園のように造成された宅地と相まって素晴らしいニュータウンが誕生しました。ところが、その魅力的な外観とは裏腹に新興住宅地ならではの多くの問題を抱えています。

西山台地区は、既に道路愛護作業の実施、社会体育大会への参加、秋祭りが実施できない環境下、代替のイベントとしてサマーフェスティバルを開催するなど早くも地区としての機能を発揮しています。また、今後地区での自主防災組織も結成する意向であるとも聞いております。

これらの有意義で建設的な活動を行うに際しての具体的な問題点を申し上げますと、「道路愛護作業に当たっては、地区の特性上草刈り機を所有している世帯が極めて少ないため、区として購入を検討しているが資金的に問題があるとともに、購入しても保管場所に苦慮する。」、「今年社会体育大会には、大勢の区民の皆様が参加されましたが、集会所が無いので反省会を行う場所が問題となった。かなりの飲食を伴うため、地域交流センターの使用を断念し、区長宅でバーベキューを行ったそうです。」、「自主防災組織結成後には、様々な防災グッズを購入したいが、資金的に問題があるとともに、その保管場所に苦慮する。」など、様々な問題があると聞いております。

資金的な問題は誕生間もない地区であるため、所有している区費が少ないなど致し方ない側面もありますが、独自の集会施設や倉庫がないことの不便さは切実であるとの訴えを聞いております。購入した地区の備品につきましては、地域交流センターに保管するといった手段もありますが、倉庫の鍵の管理を区でできないため、地区の持ち物でありながら使用の際の自由度に劣るとのお話もありました。結果、一部備品を区長宅で預かっているそうです。

これらの諸問題は、区民の皆様の中で大きく論じられているようで、町

外から転居されてきた方の中には、町として大々的に入居者を募集しておきながら、その後のケアが乏しすぎる、との苦情も出ているそうです。

これら直近の問題とは別に、将来的に大きな不安要素も持ち合わせております。都市部のかつての一部新興住宅地では、既に顕在化しているところもありますが、現在お住まいの多くの方が子育て世代である地区であるが故、その子供さんたちが独立していった後、気付けば高齢化地区と化していたとの不安は払拭できません。

町の一大事業として行い、その事業効果は満足に値するとされている西山台ニュータウンの現状と将来を憂い質問するところであります。町長の詳細なご答弁をお願いいたします。

以上で、私の質問を終わります。

**櫻井 俊一議長** 小泉町長。

**小泉 勝町長** 南正紀議員のご質問にお答えをいたします。

まず、「志賀原発再稼働問題について」であります。

先週の8日、野田首相は大飯原子力発電所3・4号機について、「原子力発電は重要な電源であり、国民生活を守るため、再起動をすべきと判断した」と発表されました。この中で、大飯原子力発電所3・4号機の安全性については、事故を防止できる対策と体制は整っており、万一すべての電源が失われても、炉心損傷には至らないことを確認し、再稼働後も安全規制の見直しを続けていくこととしております。会見では、大飯原子力発電所3・4号機以外の他の原子力発電所の再稼働については、丁寧に個別に安全性を判断するとも言われております。

志賀原子力発電所の再稼働については、野田首相が言われるように、国が個別に安全性を確認し、住民の理解を得ることが必要だと考えております。そのうえで、私としては、町内の各種団体の代表者で組織している安全推進協議会や地元地区の会合における町民の意見を参考にするとともに、議員の皆様からのご意見をお聞きし、稼働の是非については、慎重に判断をしていきたいと考えております。

次に、「西山台ニュータウンの現状問題と将来像について」のご質問であります。

西山台ニュータウンは、若者の定住促進を図ることを目的に造成・分譲したものであり、全89区画を完売し、現在64世帯の方が生活をしておられます。町では、西山台ニュータウンの集会施設及び倉庫としても一部利用することができるよう、地域交流センターを整備いたしました。ただ、これまでのセンターの利用で不便な点があったことは認識しておりますので、今後有効に利用できるよう、使用方法を見直していきたいと考えております。

また、分譲後のケアが乏しいとのことですが、分譲価格を低く抑え、住宅を建設された方に最大で100万円の奨励金を交付するなど、町として最大限の支援をしてきたものであります。その他、分譲後には地元からのご相談にも応え、可能な支援もしてきております。今後とも地元からのご要望に対しては、可能な限り対応していきたいと考えております。

続きまして、西山台の将来像についてであります。

西山台の居住者の年齢構成を見ますと、20歳未満の子供が43パーセント、20代が14パーセント、30代が28パーセント、40代は11パーセント、50歳以上が4パーセントと非常にバランスがよく、理想的なものとなっております。また、西山台では、64棟のうち、11棟が親から子へと受け継いでゆく「長期優良住宅」いわゆる200年住宅として建設されていると聞いており、2代、3代と住み続けていただくことによって、ご質問の懸念が解消されるのではないかと期待するものであります。

町としては、さらなる企業誘致等の推進により、若者が定住できる魅力あるまちづくりを進め、過疎・高齢化対策に取り組んでまいりますので、ご理解をお願いいたします。

以上で、南議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

**櫻井 俊一議長** 3番 南 正紀 君。

**南 正紀議員** 再質問という訳ではございませんが、要望という形で申し上げさせていただきたいと思っております。

私はこれまでの国の原子力政策に対する迷走ぶりと、二転三転する閣僚の発言からして、今回の野田総理のたった数10分の会見のみで納得のいく説明がされたとは思っていません。今後、原子力発電所の再稼働を議論する際には、県との連携をより一層強めて、国民、それから町民双方が納得できる

よう国に対する説明責任を果たしていただきたいという要望を常に持ち続けてお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

**櫻井 俊一議長** 5番 堂下 健一 君。

**堂下 健一議員** おはようございます。

国会でも論戦が張られておりますが、現在の国政の最大の課題は、原発再稼働、消費税増税、TPP参加の3点、それに沖縄基地の問題も含めて4点に絞られるかと思っております。いずれの問題も私たちの生活と密接に関連しており、無視できるものではありません。志賀町の町民に関係する点から質問をしていきたいと思っております。防災訓練については、訓練の概要と当日の行動、町としての評価、先ほど福田議員からの質問もありましたので、町としての全般的な評価等について伺いたい訳ですが9月議会できちんと取り上げたいと思っておりますので、今から予告しておきます。

それでは3点について質問に入ります。

1番目に消費税増税により、町民の生活、特に大きな影響を受けるのは、中小の経営者ではないかと思っておりますので、町としてどのくらいの影響を受けると試算しているのか伺うものです。

皆さんご承知のように、消費税の本質が逆進性であることから大企業や富裕層だけが有利になります。だからこそ、大企業は消費税アップを政府に進言する訳です。消費税で同じ税額を払った場合、所得に対する税の負担の割合は、所得の低い人ほど大きくなります。大企業は増税分を下請けに負担させたりすることは容易ですが、中小零細の事業者は税の価格転嫁はままならず、商売をたたむしかない状況に追い込まれる可能性が大です。志賀町の状況を鑑みれば、地域経済に与える影響は計り知れないものがあるのではないのでしょうか。

1989年の消費税導入以来、度重なる高額所得者減税と法人税減税によって、所得税・法人税は約295兆円も減少しました。こうした支援を受けて、企業の内部留保は約400兆円を超え増え続けています。分かりやすく言えば、貧乏人が金持ちを支えているのです。富の再配分などほとんど行われていないこととなります。おまけに、消費税は輸出を除外しているため、輸出大企業は国から国内の仕入れ分を「消費税還付金」として

もらっています。この還付額が2010年度では3兆3,762億円ともいいます。消費税収12兆円の約28パーセントにも相当する額です。消費税を増税しなくても、輸出戻し税制度を廃止するだけで、消費税収の3割近くが増えることとなります。今回は10パーセントですが、将来は15パーセント、18パーセントと税率を引き上げていくことは目に見えています。

そのたびに町内の事業者の皆さんは、悲鳴を上げるか、悲鳴を上げることさえできないという状況にもなりかねません。後継者問題とあいまって、この際商売をたたもうという事態や、年金暮らしのお年寄り、収入の少ない家庭などは消費を抑制することが大いに予測されます。町としても、これまでの売り上げや経営状況を計算していけば、今後どのような事態を迎えるか、おおよそ予測がつくと思いますが、その予測をお聞かせください。

2番目に、食品の放射能汚染の心配は絶えませんが、「町民の不安に対して応える対策はあるのか。」また、なければ「今後の対策は考えているのか。」特に「学校の給食関係の食材はきちんと測定されているのか。」を伺います。

(写真パネルを掲げ) この写真は、本年4月22日に私が撮影したものですけども、ご欄になればわかりますように花の上から、また茎が出ています。これもそうですが、花の上から茎が出ている写真であります。これは私が今年の4月22日に撮影したのですが、スリーマイル島原発事故での植物の異常を思い出しました。既に昨年、動植物や人にまで放射線の影響が出ていることは聞いたり、ネットで映像を見たりしていましたが、自分の目で確認したのはこれが初めてです。静岡県のお茶から放射性物質が出ているわけですから、川崎市で影響が出ていることも当然ありうることです。福島原発事故での放射能の汚染が広範囲に確実に広がっていることは間違いありません。

水俣でもそうでしたが、水銀に汚染された魚を食べた猫や海鳥が、足もとがふらついて歩けなくなったり、飛べなくなったりする姿が多く目撃されております。その後人間にも様々な症状が出ており、写真等でよく見られるのは急性劇症型患者ですが、最近は慢性型の被害者が多く、公式発見

より60年近く経過しようとしているのに、その被害の全貌がつかみ切れておりません。また、国も汚染状況や被害状況等の実態調査を全くしておりません。被害者が今もって認定申請をしてくるのはそのためであります。

福島事故に話題を戻しますと、保安院の推定値でさえ、福島第1原発から放出された放射能は90万テラベクレル、つまり1兆ベクレルの90万倍です。と言われてもピンとはきませんが、想像もつかない天文学的な数字です。3.11福島原発事故以降、残念ながら私たちはこれから放射能と長く付き合う時代に入ってしまった。この現実に対してどのような対応をしていくのかが問われてきます。

この4月に放射線の基準が厳しくなりましたが、それで万全かといえばそうではありません。今月のことですが、長野県のある町の保育園で給食用の茨木県産のレンコンから基準値以下ではありますが放射性セシウムが検出され、町はレンコンの使用を禁止したと新聞で報道されております。また、関東の各県では基準値以上の汚染が山菜やキノコ類等で確認され、出荷停止となっているというニュースが出ております。海産物については、これまでに東電は膨大な汚染水を海に流しているの、海洋汚染は相当広い海洋まで拡大、拡散していることは否定のしようがありません。全漁連をはじめとして、海外の諸国から非難を浴びるのは当然のことです。今後、食物連鎖で濃縮された放射能汚染の魚介類が食卓にあがってくる可能性は大いにあります。すべての魚介類について検査をやりきれぬわけではありませんから、大変な事態を迎えます。最近では学校給食等では地産地消で地物が多くなってきているとはいえ、心配の種は尽きません。子供の健康を守ることは最優先されなければなりません。

そこで、「学校給食では放射線測定体制は図られているのか。」また、「町民からの測定の要望に応えられる準備は出来ているのか。」伺いたいと思います。

最後に、今後のまちづくりについてであります。

今後のまちづくりにおいては、財政的には原発に頼ることはほとんど出来ない状況となってきております。原発からの固定資産税の大幅減や長期にわたって停止した場合に、税収の減となる事態を迎えたりします。

3. 1 1 福島原発事故以前なら、「ポスト原発は原発で」という傾向が多くの立地自治体で見られましたが、今後は原発の新規建設や増設はほぼあり得ないというのが世間の常識となりつつあります。北陸電力の業態からして3号機はありえません。これは前町長も何かの席で明言しておりました。2号機の固定資産税も大幅減を迎えている今日、先がかなり見えてきていると思います。ですから、今後のあり様を大いに議論する時期に来ていると思います。

税収の減った分について、今後緊縮財政で行くのか、新たな方策、企業誘致や起業して仕事を創ることなどして税収を増やすのかといった点についての侃々諤々の議論を町民を交えてする時期に来ているのではないかと思います。議論というより激論といったほうがいいかと思います。町長のお考えはどうでしょうか。

また、志賀原発は2基しかないため原発と取引をしても定期点検等の仕事が年がら年中ないというのも現実であります。また、北陸電力の社員を除けば志賀町の人口のごく僅かな人しか原発の仕事に携わっていないという現状です。ちなみに福島県双葉地方では2世帯に1人の割合で発電所関連に雇用されているといえます。国の施策として脱原発の道を着実に歩めば、志賀町は国の政策転換に最も対応しやすい立地自治体でもあります。税収の減については、当面は国もどのような形態にしろ支援するのは当然だと私も考えています。これまでエネルギー政策の転換が図られたとき、石炭から石油に転換されたとき、国はそのような対応をしてくれています。

長期的に町のあり様を考えたときに、基本に何を据えてまちづくりをしていくのか、考えていくべき時期に来ているということを再度強調して私の質問を終わります。

**櫻井 俊一議長** 小泉町長。

**小泉 勝町長** 堂下議員のご質問にお答えをいたします。

まず、「消費税増税による町企業への影響について」のご質問であります。

消費税は、国民に広く公平に負担を求めるために、平成元年に施行された間接税であり、現在、国会においては、東日本大震災の復興財源や持続

可能な社会保障制度の財源として「社会保障と税の一体改革」の関連法案の審議の中で増税について審議されているところであります。消費税は、国税でありますので、町といたしましては、今後の国会での審議を注意深く見守りたいと考えております。

増税による本町の中小企業等に及ぼす具体的な影響と範囲の見積りについては、予測ができず、試算はしておりませんが、中小零細企業や個人商店では、その税率分を価格になかなか転嫁しにくいといった点や、赤字でも売上げに応じて納税をしなければならない点など、経営面において、厳しい状況が指摘されております。本町には、志賀町商工会で537、富来商工会には313の事業所が加盟し、また、能登中核工業団地と堀松工場団地には、32の事業所がありますが、そのほとんどが中小零細企業や個人商店となっております。

町としては、これらの事業所や商店が増税によって廃業したり、経営環境が悪化することがないように、何ができるのかを、県をはじめ関係団体と連携を図りながら、模索をしていきたいと考えております。

次に、「原発に頼らない町づくりについて」であります。

志賀原子力発電所につきましては、1号機が平成5年7月から、2号機が平成18年3月からそれぞれ運転を開始し、今日まで町の雇用創出や経済効果の波及を中心に、いろいろな面で地域の振興を果たしてきました。町の財政にとりましても、電源立地地域対策交付金など、応分の財源が確保できたことは事実であり、住民の生活基盤の整備等も計画的に進められてきました。

一方で、昨年の震災と福島第一原発の事故以来、原子力発電所を取り巻く環境は非常に厳しく、志賀原子力発電所においても、平成23年度は運転を停止した状態が続き、先ほどの福田議員のご質問にもお答えしたとおり、町の財政も大変厳しくなるものと予想しております。

こうした中で、本町のまちづくりについては、議員ご指摘のとおり、中核工業団地や堀松工場団地への企業誘致を積極的に推進し、若者を中心とした雇用の場の創出が最優先と考えております。これまで同様、私自身が企業に直接出向き、1社でも多くの誘致が図れるよう不断の努力を重ねて

いきたいと考えております。

また、昨年認定された「世界農業遺産」や、平成25年4月の能登有料道路の無料化、平成26年度末の北陸新幹線金沢開業などは、本町の観光振興にとって明るい材料であり、これらを起爆剤として、誘客促進や交流人口の拡大を図り、町の活性化につなげていきたいと考えています。

私は、これまでもそうですが、原発に頼らない町づくりを心掛けており、限られた財源を有効に活用しながら、継続性のある諸施策を展開し、活力ある志賀町となるよう、全力で当たりたいと考えております。

以上で、堂下議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

なお、「食品の放射能汚染と学校給食の対応について」のご質問は、教育長に答弁をさせますので、よろしく申し上げます。

**櫻井 俊一議長** 穴田教育長。

**穴田 實教育長** 堂下議員のご質問にお答えをいたします。

まず、「食品の放射能測定の検査体制について」であります。本町独自では検査体制は構築されておきませんが、文部科学省におきまして児童生徒等のための放射線被ばく防護の推進を図るべく、「学校給食モニタリング事業」が新規事業として予算化をされております。

内容につきましては、県におきまして、学校給食における放射性物質の有無や量について把握するために、学校給食一食全体について事後検査を行うものであります。

本町の検査体制の必要性につきましても、この事業の今後の動向に注意をし、国・県の指導に沿って対応してまいりたいと考えております。なお、県内市町村の学校給食施設で放射能検査を行っているところは現在ございませんが、牛乳につきましては、月1回であります。財団法人石川県予防医学協会が放射能検査が実施されております。

いずれにいたしましても、児童生徒の「食」を預かる立場と致しましては、今後、最大限の配慮は当然必要であり、県内の食品放射能検査機関との連携も視野に入れ、適切に対応してまいりますので、よろしくお願い致します。

以上で、堂下議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

**櫻井 俊一議長** 5番 堂下 健一 君。

**堂下 健一議員** 再質問ですけれど、最初の消費税増税の問題ですけれども、これは多分商工会を含めて皆さんから意見を聞けば、皆さん「大変だ、大変だ。」という話が多いかと思しますので、今後きちっとした担当課あるいは、また商工会に関する団体等ときちっと連携をしながら、町として反対とかそう言ったことは多分厳しい状況で、言えるとか言えないとかいう問題とかありますけれども、とにかく実態を調査して、どういう体制で行くかきちっと対処してほしいと思います。以上です。

**櫻井 俊一議長** 小泉町長。

**小泉 勝町長** 堂下議員の再質問にお答えをいたします。

先ほども言いましたが、町として何ができるのかを、県をはじめ関係団体と連携を図りながら模索していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

**櫻井 俊一議長** 2番 稲岡 健太郎 君。

**稲岡 健太郎議員** おはようございます。2番、稲岡健太郎です。

通告に従いまして、2点質問させていただきます。

1点目は、買い物弱者に対する支援についてです。

インターネット上のフリー百科事典ウィキペディアでは、いわゆる買い物弱者について以下のように定義しております。「郊外型の大規模店との競争、地元における専門店の有無、深刻な不況による経営難などから従来型の商店街や駅前スーパーなどの店舗が閉店することで、その地域の住民、特に原付自動車を運転できない人々や、インターネットを利用できない人々などが生活用品などの購入に困るといふ社会現象、またはその被害を受けた人々のこと。」となっております。

先日の報道では、その買い物弱者が全国で910万人に上ると農林水産省の調べで明らかになっております。集計では石川県では8万人、人口比率でいうと7.1パーセントもの人々が日々の買い物に困っているという結果となっております。ただこれは、生鮮品販売店からの距離が500メートル以上離れており、かつ自動車を持たない人の集計となっておりますので、実情に即しているかどうかというところと少し疑問が残るところであります。

そこで、本町における買い物弱者の分布状況をお尋ねしたいと思います。行政として、各地区の買い物弱者に相当する住民を現在把握しているのでしょうか。また、調査を未実施の場合、今後調査を行う予定はあるのでしょうか。さらに、そういった住民に対する行政サービスとしてどのようなものを提供していて、また今後どのようなサービスを行っていくか担当課のご答弁をお願いしたいのですが、よろしく願いいたします。

次に、本町のAEDの設置状況についてお訪ねします。

公益財団法人日本心臓財団という団体がウェブサイトを開設しており、そこでAEDの普及や心臓突然死の減少につなげるため、様々な提言を行っております。以下、そこでの内容をもとにお話ししたいと思います。

日本で病院外での心臓突然死に陥る人の数は、毎年およそ6万人と言われております。心臓自身が原因で起こる心停止のことを、心原性心停止といますが、総務省消防庁による集計では、2010年の1年間に目撃された心原性心停止に対して、現場のAEDが使われた数は667件であり、その45パーセント余りが救命されたそうです。ここで、2010年に目撃された心原性心停止の総数が22,463件もあるにも関わらず、AEDが使用された目撃件数は、たったの3パーセントだったそうです。残りの97パーセントは目撃されて119番通報のみであったり、応急処置はしたがAEDの使用はされなかったという結果となっております。これは、AEDの絶対数がまだまだ足りないということもありますが、地域の配備基準が不明確で、設置場所が住民に周知されていない、など設置に関する政策や計画性の欠如も問題となっているようです。

昨年のタウンミーティングにおいて、町長は、「AEDは町内小中学校と公共施設に設置している。」とお答えになりました。また、増設の要望に対し「設置場所としては公民館を検討している。」とおっしゃられました。現状として、どこまで設置が進んでいるのでしょうか。また、その設置場所の周知活動としてどのようなことをなさっているのでしょうか。

先ほどの日本心臓財団の提言では、「行政の責務として設置運営の管理が求められる」「行政として公共施設においては積極的に設置をすすめ、民間施設に対しては積極的に設置を促すか義務付ける必要がある」併せて、「運

営維持の指導管理及びAED維持に関する資金援助を考慮すべき」としております。

そして何より一番重要なのは、AEDを使える人数を増やすことだと思います。先日私の地元青年団で普通救命講習Iというものを受講いたしました。私を含め初めて受講した人も多く大変勉強になりました。以前に受講したことのある人もいましたが、「蘇生法を再確認できた。」或いは、「新たな知見を得ることができた。」という意見も多く寄せられ、講習してくださった消防署の方もおっしゃっていましたが、2, 3年に1度定期的に受講することが望ましいと感じました。

町長は、先のタウンミーティングでのご答弁で、「町民の皆様への受講の計画は無いが、設置施設の役場や学校職員に重点を置いて受講させている。」とおっしゃっていましたが、原発立地自治体として、防災意識を高めるためにも、行政指導による更なる積極的な防災啓発活動をすべきではないでしょうか。現在、町では各地区に自主防災組織をつくるため防災士の資格取得の助成を行っておりますが、併せて普通救命講習を町として定期開催することを提案いたしまして私の質問を終わらせていただきます。

以上、ご答弁のほどよろしく願いいたします。

**櫻井 俊一議長** 小泉町長。

**小泉 勝町長** 稲岡議員のご質問にお答えをいたします。

まず、「買い物弱者に対する支援について」のご質問であります。複数の担当課にまたがるため私が答弁をさせていただきたいと思っております。

議員ご指摘のとおり、農林水産省では、高齢者の増加や地域の食料品店の減少に伴い、高齢者等が食品の購入に不便や苦勞がある状況を食料問題の一つと捉え、生鮮品の販売店から直線で500メートル以上離れている住民を「買い物弱者」とし、その人口割合を推計しております。農林水産省の「食料品アクセスマップ」によると、本町では高浜・富来市街地周辺を除き、ほとんどの地区で買い物弱者の割合は、80パーセントを超えている状況であります。また、昨年、志賀町地域福祉計画の策定にあたって実施した住民アンケートでは、「買い物などの日常生活が便利である。」という項目で、評価が高かった地区は、高浜、堀松、富来、東増穂の4地区

であり、その他の地区では、買い物等が不便であるとの回答が多くありました。

さて、ご質問の本町における買い物弱者の分布状況については、町では、該当者を把握するデータはありませんが、先ほどお話しをしましたアンケートの結果などから、高浜・富来市街地周辺を除く地域で買い物弱者の割合が高いと推察され、特に自動車を保有しない高齢者等には、買い物に関する対策・支援が必要であると考えております。

現在、町では、コミュニティバスの運行や高齢者等への外出支援サービスなどに取り組み、民間事業者でも、食品等の配送サービスや巡回バスの運行などを実施しております。また、一昨年、経済産業省の買い物弱者対策支援事業で、「アスク」にコミュニティバス待合施設を設置し、買い物客の利便性の向上を図ったところでもあります。

こうした買い物弱者は、さらに増加するものと思われ、現在、石川県でも、高齢者の買い物を中心とした生活実態調査を行っていますが、今後、高齢者等の生活課題を把握し、必要な支援策を探るとともに、実施可能な取組みに関して研究もしていきたいと考えております。

次に、「本町のAEDの設置状況について」であります。

町内でAEDを設置している施設は48箇所、羽咋郡市の中では最も設置数が多い状況であります。このうち公共施設では、役場や総合体育館、海洋センター フレアなどの常に人が集い、管理者が常駐している施設や全ての小中学校、高等学校の合わせて27箇所に設置しており、残り21箇所は民間の事業所等であります。今後も、必要性がある公共施設については設置していく考えであります。

なお、AEDを設置した施設の職員や教職員には、先ほど稲岡議員がお話のとおり、操作講習を受講させております。講習については、羽咋消防本部が開催する救命講習会の中で行われており、個人又は団体からの申し込みにより受講することができます。また、AEDの設置施設であることを認識してもらえよう、当該施設の入り口にシール等により表示をしていきたいと考えております。

なお、AEDの設置に対しての各地区・企業への助成は、今のところ考

えておりませんが、今後の検討課題とさせていただきます。

啓発活動に関しては、広報誌に救命講習会の開催のお知らせを掲載するとともに、昨年9月には、町のケーブルテレビで、心肺蘇生法、AEDの使用方法について放映もしております。今後も引き続き、AEDの普及啓発及び応急処置の重要性等の広報活動を行ってまいりますので、ご理解をお願いいたします。

以上で、稲岡議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

**櫻井 俊一議長** 2番 稲岡 健太郎 君。

**稲岡 健太郎議員** 何点か再質問させていただきます。

先に買い物弱者の件について。いま志賀町で行われているサービスで「配食サービス」というものが役場のホームページのほうで拝見したのですが、その利用率というものは、今現在お答えできるものでしょうか。

2点目のAEDの設置状況についてですが、48施設に設置してあるとのことですが、先ほどの心臓財団というところの提言で、「設置について計画及び政策が必要となる。」と、今後の増設に向けての何か政策なり計画等は何もされていないのでしょうか。

併せて、年間時々耳にする地元の方の亡くなる例で、心臓突然死のようなものを時々耳にするのですが、そのときにいつも「AEDが近くにあったら。」と思うのですが、各地区の集会所等に、もし置きたいという要望があった場合、そういった助成とかは検討していただけるのかどうか。

以上、お願いいたします。

**櫻井 俊一議長** 小泉町長。

**小泉 勝町長** 稲岡議員の再質問にお答えをいたします。

まず、配食サービスの利用率についてであります。この件の詳細については、私も資料を持っていないので担当課から説明をさせます。

続きまして、AEDの設置についてであります。先ほども言いましたように必要がある施設については今後も設置をしていきたいと考えております。

また、集会所等については、常に鍵がかかっている状態でありますので、そのことについて考えをまとめさせていただき、今後どうするかを検討さ

せていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

**櫻井 俊一議長** 健康福祉課、藤沢課長。

**藤沢 憲雄健康福祉課長** 健康福祉課の藤沢でございます。稲岡議員の配食サービスに関する件についてお答え申し上げます。

現在、配食サービスというのは、旧志賀町でございますけれども、介護保険事業サービスが始まる前からやっております。当時は一人暮らしの老人、もしくはそれに準ずる老人の安否確認も含めたサービスということで行っておりました。平成12年から介護保険事業サービスが始まりまして、現在は介護保険サービスの一環として行っております。これは一定の条件のもとで、今現在3段階の利用料金、400円、600円、750円という個人負担のもとでやっております。年間概ね1万4,000食の配食を「はまなす会」という福祉法人がありますけど、はまなす園がやっているところなんですけれども、その「はまなす会」に委託してやっております。

個人・民間の方で、若干配食サービスを今後やるという方も聞いておりますけれども、まだ具体的な実態は掴んでおりません。町自体がやっておりますのは、年間概ね1万4,000食。これはある一定の条件のもとで合格した方の申請を受けて、配食しているということでございます。以上でございます。

**櫻井 俊一議長** 以上をもちまして、質疑及び質問を終結します。

---

日程第2 町長提出 報告第1号ないし第13号、議案第44号ないし第48号、及び同第52号並びに請願第1号及び第2号並びに陳情第1号(委員会付託)

**櫻井 俊一議長** 次に、町長提出 報告第1号ないし第13号、議案第44号ないし第48号及び同第52号並びに請願第1号及び第2号をお手元に配布の付託表のとおり、各常任委員会に付託します。

---

( 休 会 )

**櫻井 俊一議長** 次に、休会の件について、お諮りします。

委員会審査等のため、明12日から17日までの6日間は、休会したい

と思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**櫻井 俊一議長** ご異議なしと認めます。

よって、明12日から17日までの6日間は、休会することに決定しました。

次回は、6月18日、午後2時から会議を開きます。

本日は、これにて散会します。

(午前11時17分 散会)

---